

福岡県環境教育学会会長選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福岡県環境教育学会の会長の選挙に関する必要な事項を定める。

(選挙時期)

第2条 会長の選挙は、隔年ごとに7月末までに行う。

(方法)

第3条 会長の選出方法は会員の直接選挙によるものとする。

2 会長候補者は、1名以上の推薦人による推薦を必要とする。

(選挙者資格)

第4条 選挙者は、会長選挙の行われる年の3月末日における本会の会員でなければならない。

(会長候補者資格)

第5条 会長候補者は、次の条件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 会員歴4年以上の者
- (2) これまでに本会の運営に関わる諸委員会や年会等の実行委員などに関わった経験を有する者

(推薦者資格)

第6条 推薦者は、本会の会員歴2年以上の者でなければならない。

第2章 会長選挙管理委員会

(会長選挙管理委員会)

第7条 会長選挙管理委員会（以下「委員会」）については、別に定める。

第3章 選挙方法

(選挙の告示)

第8条 委員会は、会長選挙を行うときは、投票の2ヶ月前までに、次の事項を告示しなければならない。

- (1) 選挙のスケジュール
- (2) 推薦者による候補の受理期間
- (3) その他選挙に必要な事項

(投票)

第9条 投票は、所定の用紙を用いて行い、郵送によるものとする。

- 2 投票は、会長候補者の氏名を1名記載することによって行う。
- 3 投票は、無記名とする。
- 4 会長候補者が1名の場合は、信任投票を行う。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 投票締切日(当日消印有効)を過ぎたもの
- (2) 所定の用紙を用いないもの及び所定の投票方法に従わないもの
- (3) 誰に投じたか確認が難しいもの
- (4) 委員会が無効と判断したもの

(開票)

第11条 開票は、投票締切日後1週間以内に行われなければならない。

- 2 開票には少なくとも1名の立会人をおく。
- 3 立会人は、会員の中から、運営委員会によって選出される。
- 4 投票用紙は、有効票と無効票を区別して、1年間保管しなければならない。

(投票結果の公表)

第12条 委員会は、選挙の経過及びその結果を、総会において公表する。

第4章 会長及び副会長

(会長の決定)

第13条 委員会は、運営委員会に対して、投票集計の経過及びその結果の報告とあわせて、最多得票者を次期会長として決定し、報告する。

- 2 信任投票にあっては、投票総数の過半数を得た場合に、次期会長として報告する。
- 3 信任を得られない場合は、速やかに再度選挙を行う。

(会長の任期)

第14条 会長の任期は、会長選挙年の総会の翌月1日から2年間とし、再任は妨げない。ただし、任期は最長3期(6年)までとする。

(会長の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会と運営委員会を招集する。運営委員会では議長となる。

(副会長)

第16条 副会長は、運営委員の互選により選出する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐して、会長が不在の時はその職務を代行する。

第5章 雑則

(改正)

第17条 本規程の改正は、運営委員会委員の2/3以上の賛成を得て決議し、総会で承認を得るものとする。

附則 この規程は、2007年8月4日より実施する。

附則 この規程は、2014年8月10日より実施する。